

週間税務通信平成27年2月2日より

特例有限会社と休眠会社の整理作業

あなたの会社・法人登記を放置していませんか？

12年ぶりに行われた「休眠会社の整理作業」により、一定の休眠会社は解散させられることになりましたが、「特例有限会社」については、この整理作業の対象から除外されています。

休眠会社とは、最終登記から12年を経過している株式会社を指します。昨年、法務省は、休眠会社の整理作業に着手、同年11月17日時点で休眠会社に該当する場合には、2ヵ月以内に一定の届出等を行わない限り、**みなし解散登記**が行われることになりました。なお、この登記が行われた場合も3年以内であれば、一定の手続きにより会社を継続することが出来ます。

ところで、この休眠会社の整理作業の対象からは特例有限会社が除外されています。**特例有限会社**は、会社法施行前の有限会社が有限会社法の廃止に伴い経過的に移行したものです。法律上は株式会社ですが、旧有限会社法の規定の多くが特例的に認められており、取締役の任期が無期限、決算公告が不要等のメリットがあります。

この点、特例有限会社が整理対象から除外されていることを疑問に思う向きもありますが、これは、この整理作業の趣旨に関係しています。

すなわち、通常、株式会社の取締役の任期は、**最長でも10年**となるため、10年に一度は、登記が行われるはずであり、長期間登記がなければ実態がない状態になっている可能性が高い。そして、こうした休眠状態の会社を放置した場合、犯罪に利用されるなど種々の弊害が生じるおそれがあることから職権で解散させようというのが整理作業の趣旨です。しかし、特例有限会社の場合、取締役の任期に制限がなく、長期間登記がなされていなかったとしても実態のない状態になっているとは言い切れない。従って、整理の対象から除外することとされました。



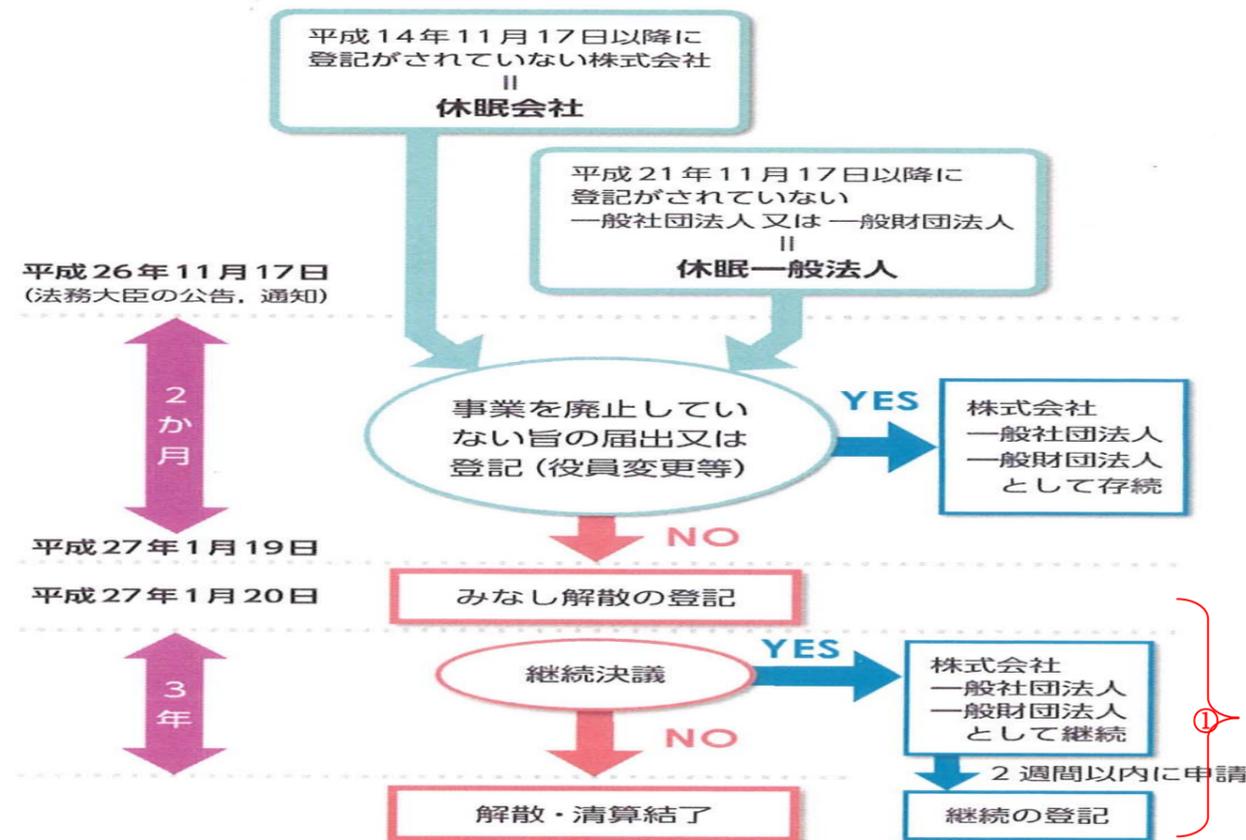
なお、法務省では、今後、休眠会社等の整理作業を毎年行う方向で検討を進めていますが、「特例有限会社」については、引き続き整理作業の対象とはならないようです。

今度の休眠会社の整理作業は、前は12年前だったので次回は12年後になるかな？

管轄登記所からみなし解散の通知が届いていませんか？

もし、まだ「事業を廃止していない」場合は、通知書が送られて来たら通知書を利用し、所定事項を記載して管轄の法務局に郵送又は持参してください。

休眠会社・休眠一般法人の整理作業の流れ



みなし解散の登記について

平成27年1月19日までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出がなく、役員変更等の登記も申請されなかった休眠会社又は休眠一般法人については、平成27年1月20日付で解散したものとみなされ、登記官が職権で解散の登記をします。

- ① **を申請した場合は**
職権による解散はされませんが、その代わりに、必ず過料通知が発せられるのではないかと思いますので、気を付けて下さい。

平成18年5月の会社法施行によって、非公開株式会社では取締役と監査役の任期が最長10年まで伸長できるようになりました。平成18年以降の新規会社は一度も役員変更しないまま10年が経過することとなるため役員変更をしなければならないこと自体理解していない(忘れてる)ケースが大半ですので、平成28年以降には過料の制裁が多発することが懸念されています。